

平成 28 年 2 月 10 日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、小松係長殿
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、中村上席審査官殿
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

運用通達 3 の項「内容物と接触するすべての部分」に関する解釈の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 藤井 弘史

運用通達 3 の項（貨物等省令第 2 条第 2 項第七号関連）「内容物と接触するすべての部分」の解釈について以下の通り改正を要望致しますのでご検討をお願い申し上げます。

1. 現行解釈と提案解釈

現行解釈

3	内容物と接触するすべての部分	交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
---	----------------	--

↓

提案解釈

3	内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）を除く。
---	---------------	---

2. 提案理由

- (1) 弁の閉止部分は、特殊な場合を除き、閉止部分は交換可能であるのが一般的ですが、現行の運用解釈（定義）によると、除外対象となる部品の具体例は示されているものの、閉止部分が、通達解釈で言う「交換可能な部分」に該当しているかどうか、必ずしも明確ではないと考えます。前提条件や範囲が明示されていないなか、閉止部分を交換可能と見なし、対象から除外して判定することも可能な内容であると理解致します。「交換可能」という部分が一人歩きしている現状です。
- (2) 国際管理レジームの AG Note 3 の定義では、対象から除外すべきものは、"performing a sealing function"を有するものと限定されています。つまり、閉止部分は漏れ防止機能を有さないことから、AG では、除外対象とすべき「交換可能な部分」に含まれないと解されます。
- (3) 2015 年の政省令改正において、呼び径が 25A 以上 100A 以下に限り、規制対象とすべき弁は、交換可能な閉止部分の材質を問わないとする規制強化がなされました。その際に、パブリックコメントや改正説明会で出された主な意見に見られましたよ

うに、「そもそも、内容物と接触するすべての部分に交換可能な閉止部分は含まれないと判断されるため、敢えて、省令第2条第2項第七号（ロ）で呼び径が25A以上100A以下の弁の規制条項を追記する必要はなく、従来の（イ）の規制条文に含まれているのではないか」との多数の誤った理解が示されていたと認識しております。

（4）かかる理由は、（1）に記載の、閉止部分が、運用解釈で言う「交換可能な部分」に該当しているかどうか、必ずしも明確ではないということに起因していると考えます。

（5）以上のことから、「内容物と接触するすべての部分」の解釈を、提案のように改正することによって、（ロ）の規制条文の趣旨も含め記載対象が明確化され、誤解防止に繋がるものと考えます。

（なお、弁については、貨物等省令上「すべて」は「全て」となっていますが、弁以外の貨物については「すべて」のままとなっております。）

以上